水第1号議案

横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例 (番号)

横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例(昭和33年4月横浜市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第35条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料1件につき 10,000円

附則

この条例は、水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)の施行の日から施行する。

提案理由

水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新 手数料を定めるため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案 する。

参考

横浜市水道条例 (抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(手数料)

第35条 手数料は、次のとおりとし、申請者又は請求者からこれを徴収する。

(第1号省略)

② 指定給水装置工事事業者の指定更新手数料

1 件につき 10,000円

- (本 文 省 略)
- (4) (本文省略)
- (本文省略)
- (本文省略)

(第2項省略)